



# TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชัน จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (คลองนาไม้ไผ่) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 56 (2015年8月20日発行)

みなさん、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 56 は「国際地域統括本部 (IHQ) または国際貿易センター (ITC) の国際地域統括本部設立奨励税措置」をお送り致します。

### 国際地域統括本部 (IHQ) または国際貿易センター (ITC) 承認電子申請システム 国際地域統括本部設立奨励税措置

タイにおける国際地域統括本部 (International Headquarters: IHQ) 設立奨励のための減税及び免税恩典は、下記の通りである。

#### 【定義】

国際地域統括本部 (IHQ) とは、タイの法律に基づいて設立された企業で、タイ国内もしくは国外の関連会社、または支店にマネージメント、技術、支援サービスを提供、または財務管理サービスを提供する企業とする。また国際地域統括本部 (IHQ) に認められた国際貿易センター (ITC) も含む。

#### 【資格】

1. 会計期間の決算日に払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。
2. 国外の法律で設立された関連会社に対し、マネージメント、技術、支援サービス、または財務管理サービスを提供すること。
3. 各会計年度におけるタイ国内で支払われる IHQ の運営費用が年間 1,500 万バーツ以上であること。
4. 承認申請を行い、IHQ として歳入局長官承認を取得すること。
5. 歳入局長官告示の規定、手順、及び条件に従うこと。

#### 【税務恩典の期間】

15 会計期間

#### 【税務恩典】

1. IHQ は以下の収入に対する法人税が免除される。
  - 1.1 国外の法律で設立された関連会社への、マネージメント、技術、支援サービス、または財務管理サービスの提供による収入。
  - 1.2 国外の法律で設立された関連会社からの権利使用料。

- 1.3 国外の法律で設立された関連会社からの配当金。
- 1.4 国外の法律で設立された関連会社の株式譲渡による収入。ただし、換金して当初資金を超えた分のみ。
- 1.5 タイ国を経由しない、タイ関税法に基づく積み換え、通過貨物を含む国外での商品調達・販売の収入。国外の法人に対して貿易関連サービスを提供し、国外で発生した収入。
2. IHQ は以下の収入に対する法人所得税率が 20%→10%に引き下げられる。
  - 2.1 タイにある関連企業へのマネージメント、技術、支援サービス、または財務管理サービスの提供による収入。
  - 2.2 タイの法律で設立された関連会社からの権利使用料
3. IHQ は関連企業への貸出業務に課される特別事業税が免除される。ただし、財務管理における貸出のみ。
4. IHQ で就労する外国人の個人所得税率が課税所得の 15%に引き下げられる。
5. 国外の法律で設立され、かつタイで事業を行っていない企業もしくはパートナーシップは、以下の収入に対する法人税が免除される。
  - 5.1 IHQ からの配当金。ただし、1.1 及び 1.2 の法人税が免除された所得からの配当金のみ。
  - 5.2 IHQ からの利子。ただし、IHQ の関連企業に対する財務管理における貸出のための借入に対する利子のみ。

## 注釈

1. IHQ 設立奨励税措置に関する定義等含む、より詳細な内容については、[歳入法典 税減免措置に関する勅令\(第 586 号\)](#) にあり。(翻訳文販売しております)
2. IHQ 設立奨励税措置に関する規定、手順、及び条件の、より詳細な内容については、[国際地域統括本部に対する所得税率低減、免除、及び特別事業税免除に関する規定、手順及び条件に関する歳入局長官通達](#) にあり。(翻訳文販売しております)

以上  
(出展：タイ国税局 HP より)

### ★販売のお知らせ★

1. 今回のトピックのタイ語原文:700 THB
2. 歳入法典 税減免措置に関する勅令(第 586 号)  
(タイ語原文・日本語訳:8 ページ) :3,000 THB
3. 国際地域統括本部に対する所得税率低減、免除、及び特別事業税免除に関する規定、手順及び条件に関する歳入局長官通達  
(タイ語原文・日本語訳:10 ページ) :3,500 THB

お問い合わせ：[jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

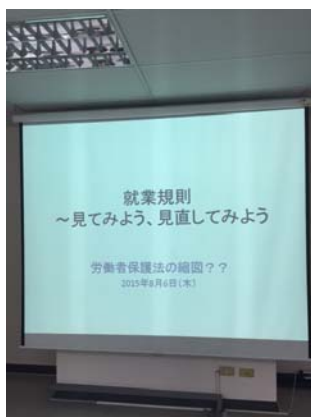
タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2015年9月24日(木)です

(次号のみ第4木曜日となります)

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓  
<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

★知りたい情報や法律などございましたらご連絡の程お願い致します。



### ☆ニュース☆

去る8月6日(木) 泰日経済技術振興協会にて、労働関連法の講師を務めさせていただきました。今回は、労働者保護法と関連の深い「**就業規則~見てみよう見直してみよう**」というタイトルで、労働者保護法の条文と就業規則の各項目がどのように関連があるのかをお話させていただきました。

次回は9月10日(木) 13:30~16:00 「**労使間の契約関連書類~見てみよう・見直してみよう**」のタイトルで、裁判事例も入れ、より実務的な内容でお話しする予定です。

ご興味がある方は、下記まで直接お問い合わせ下さい。

お問い合わせ：[tpajapanese@tpa.or.th](mailto:tpajapanese@tpa.or.th) (泰日経済技術振興協会)

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&A など難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料についてはお問い合わせ下さい。

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>